4　競争に参加することができない者
⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
⑵　次の①から⑧までの一に該当すると認められる者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者で、その事実があった後２年を経過していない者
①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑥　一般競争参加資格申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑦　建設工事に係る競争に参加しようとする者（「物品の製造・販売業者等のうち『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」を除く。）であって、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。）第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争参加資格の申請をする日の１年７月前の日以後のもの（当該審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であっても、その後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったもので、それぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出できる場合は、この限りでない。））を受けていない者
⑧　⑦に記載する審査を受けている者のうち、建設業法施行規則第21条の４に規定する総合評定値通知（但し、再審査も含め、平成20年４月１日付で改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知に限る。）を受けていない者
5　競争参加者の資格及びその審査
⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記１の窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行うものとする。
⑵　競争に参加できる者の資格は、上記⑴の合計点により別記２の区分①に基づいて格付けをする。
⑶　競争に付そうとする契約の予定価格が、別記２②の範囲（別記２の⑴～⑶の②をいう。）に該当する競争に参加するためには、原則として資格審査において、別記２①（別記２の⑴～⑶の①をいう。）に掲げる等級に格付けされていることを要するものとする。
6　資格審査結果の通知　「等級決定通知書」により通知（郵送）する。
7　資格の有効期間と更新手続　令和３年４月１日以降の資格を付与した日から令和５年６月30日まで有効とする。なお、この有効期間の更新を希望する者は、令和４年度中に令和５・６年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
8　その他　同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない（経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。）。
9　新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例
⑴　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和２年６月30日までの間に終了するものについての令和３年６月30日までの間における４⑵⑦の規定の適用については、４⑵⑦中「申請をする日の１年７月前」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。
⑵　申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けるため、３⑶①ⓓ又は３⑶②ⓕに掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを申請書に添付するものとする。

別記１　申請場所
独立行政法人造幣局本局経理課契約担当
〒530―0043 大阪府大阪市北区天満１―１―79　電話06―6351―5463

別記２　業種別等級区分及び予定価格の範囲［掲載順序　業種の区分　①数値：等級　②予定価格の範囲］
⑴　総合建設工事
①　1,250点以上　：A
1,100点以上　1,250点未満：B
850点以上　1,100点未満：C
850点未満：D
②　Aは72,000万円以上
Bは30,000万円以上　72,000万円未満
Cは 6,000万円以上　30,000万円未満
Dは 6,000万円未満
⑵　総合建設工事以外の工事
①　900点以上　：A
700点以上　900点未満：B
700点未満：C
②　Aは1,500万円以上
Bは 500万円以上　1,500万円未満
Cは 500万円未満
⑶　測量・建設コンサルタント等
①　145点以上　：A
85点以上　145点未満：B
30点以上　85点未満：C
②　Aは1,000万円以上
Bは 350万円以上　1,000万円未満
Cは 350万円未満
10　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
造幣局のホームページにより公表する。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり特定調達役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和３年２月９日
独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長　河村　潤子
◎調達機関番号　574　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等物品及び数量　独立行政法人日本芸術文化振興会情報基盤に係る基幹ネットワークシステム及び仮想デスクトップシステムの調達（令和４年４月から60か月間）　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和３年３月３日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒102―8656 東京都千代田区隼町４－１　独立行政法人日本芸術文化振興会総務企画部契約課契約係　雨宮　電話03―3265―6119　受付は土・日・祝日を除く10時より17時までとする。
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　令和３年２月９日から令和３年３月３日まで
⑵　交付場所　独立行政法人日本芸術文化振興会ＨＰ（トップページ＞入札情報一覧）又は上記２⑵にて交付する。
4　仕様書案の説明会　実施しない。
5　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Construction and operation of the backbone network system and virtual desktop infrastructure 1 Set